

受講料
無料

税務研修会 どうする!? 消費税申告

令和5年10月からインボイス制度がスタートしました。インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

はじめて消費税申告をされる方向けに消費税制度の概要や消費税の申告について、税務署員の方にわかりやすく説明していただきます。



日程

12月22日 (金)

時間

午後1時30分から3時30分まで

場所

西尾商工会議所会館 2階 201会議室

講師

西尾税務署 個人課税第一部門 沓名宏幸氏

セミナー内容

- ① 消費税制度の概要について
- ② 本則課税と簡易課税について
- ③ インボイス制度について
- ④ 消費税の申告について

申込方法

下記申込書にご記入の上、12月12日までにお申込みください

12月22日 『税務研修会』 申込書

事業所名			
所在地		電話番号	
参加者①		参加者②	